

# インドの移転価格訴訟と 紛争解決および回避手段

(2022年8月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Grant Thornton Bharat LLP に作成委託し、2022年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail：IND@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

1. 移転価格訴訟のプロセス	1
1.1 移転価格調査官 (Transfer Pricing Officer : TPO) による調査	1
1.2 税務調査のスケジュール	2
1.3 紛争解決機構(Dispute Resolution Panel : DRP)のプロセス	3
1.4 所得税局コミッショナー (Commissioner Income Tax Appeal : CIT(A))のプロセス	3
1.5 DRP と CIT(A)の比較	4
1.6 所得税審判所(Income Tax Appellate Tribunal : ITAT)への不服申し立て	4
1.7 高等裁判所と最高裁判所のプロセス	4
2. 相互協議 (Mutual Agreement Procedure : MAP)	7
2.1 はじめに-相互協議 (MAP)	7
2.2 インドにおける租税条約	7
2.3 インドにおける MAP 申請手続き	7
2.4 MAP のプロセス	8
2.5 MAP に要する期間	9
3. セーフハーバー・ルール	9
3.1 はじめに-セーフハーバー・ルール	9
3.2 国際取引におけるセーフハーバー・ルールの選択プロセス	11
4. 事前確認制度 (Advance Pricing Agreement : APA)	12
4.1 はじめに-事前確認制度 (APA)	12
4.2 APA の種類	12
4.3 APA における独立企業間価格の決定方法	13
4.4 APA の適用期間とロールバック	13
4.5 APA のプロセス	13
4.6 APA の申請期限	14
4.7 APA の改訂	14
4.8 APA の更新	14
4.9 APA 申請の取り下げ	14
4.10 APA の申請料金	14
4.11 APA 活用のメリット	15
4.12 APA の最新動向	15

# インドの移転価格訴訟と紛争回避および解決手段

本報告書では、インドにおける移転価格訴訟のプロセスを解説するとともに、相互協議 (Mutual Agreement Procedure : 以下、MAP) 、セーフハーバー・ルール、事前確認制度 (Advance Pricing Agreement : 以下、APA) を紹介する。

MAP は紛争解決手段であるのに対し、セーフハーバー・ルールと APA は紛争回避手段である。税務訴訟を解決・回避したい納税者は、MAP、セーフハーバー・ルール、APA のいずれを選択するかを、問題の性質、認識されるリスク、課題の複雑さ、要するコストや時間等の複数の要因を考慮したうえで慎重に判断する必要がある。

## 1. 移転価格訴訟のプロセス

関連者<sup>1</sup>と国際取引を行う納税者は、その取引に関して、会計士による移転価格の証明書である Form3CEB を取得する必要がある。さらに、1961 年所得税法第 92D 条および 1962 年所得税細則第 10D 条により、国際取引を行う納税者は、企業や価格等の国際取引に関する情報を適切に保持しなければならないと規定されている。Form3CEB の提出期限は 10 月 31 日であり (法人所得税申告期限の 1 カ月前まで) 、納税者が申告期限までに法人所得申告書および Form3CEB を提出すると、税務当局は、申告書が提出された年 (Assessment Year) の末から 3 カ月以内に 1961 年所得税法第 143 条(2)および(3)に基づく調査手続きを開始する。

### 1.1 移転価格調査官 (Transfer Pricing Officer : 以下、TPO) による調査

直接税中央委員会 (以下、CBDT) は、2015 年 10 月にガイダンスの更新版を発行した。そのガイダンスによると、税務調査の対象となる事案の選定は、国際取引に関する金額基準からリスク要因の評価に移行している。

TPO による調査手続きと独立企業間価格の決定に関して、それぞれ 1961 年所得税法第 92CA 条と同法第 92C 条で規定されている。さらに、2016 年 3 月 10 日に発行された Instruction No.3/2016 においても TPO による調査手続き等について規定している。同 Instruction は、国際取引と特定国内取引 (Specified Domestic Transactions : SDT) の双方に適用される。

---

<sup>1</sup> 関連者 (Associated Enterprise) とは、直接または間接的に、または 1 以上の中間企業を通じて、ほかの企業の経営、コントロール、資本を有している企業や兄弟会社、その他所得税法 92A 条に定める関係の企業をいう。

1961年所得税法において独立企業間価格（Arm's length price：以下、ALP）を決定する権限を調査官（Assessing Officer：以下、AO）に与えているが、上記 Instruction によって、AO は ALP を決定する権限がなくなり、すべてのケースで TPO が ALP を計算することになる。

TPO は入手可能な関連する事実およびデータを全て考慮した上で、ALP を決定し根拠を示した通知書（speaking order）を発行する。

AO は TPO から通知書を受け取ると、ALP に基づき総所得を計算し、その後、納税者に対して Draft Order（ドラフト版の更正通知書）を発行する。Draft Order が発行されると、納税者は Draft Order における移転価格課税（Transfer Pricing Adjustments）に対して紛争解決機構（Dispute Resolution Panel：以下、DRP）に不服申し立てを行うか、Final Order に対して所得税局コミッショナー（Commissioner Income Tax (Appeal)：CIT(A)）に不服申し立てを行うかを選択できる。

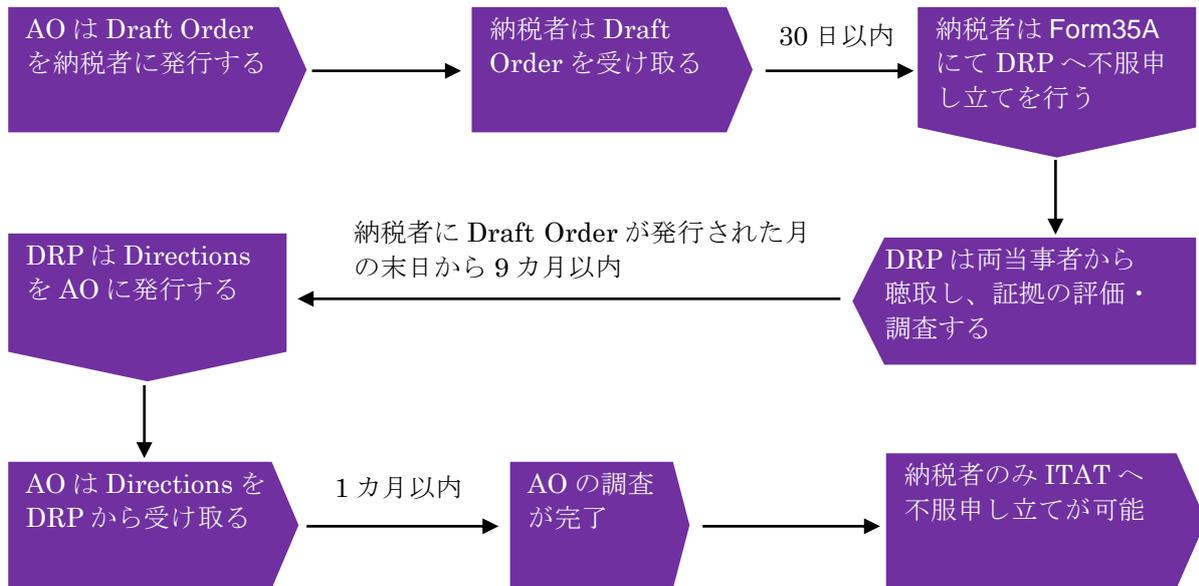
## 1.2 税務調査のスケジュール

1961年所得税法第 153 条は、調査、再調査、再計算の完了期限を規定している。Assessment Year（評価年度）2021 - 22 年度以降の調査の完了期限は Assessment Year（評価年度）末から 9 カ月間である。TPO による調査の場合、完了期限が 12 カ月延長される。なお、TPO は調査完了の日の少なくとも 60 日前までに通知書を出さなければならない。

前述したように、AO は TPO から通知書を受け取ると、ALP に基づき総所得を計算し、その後、納税者に対して Draft Order を発行する。

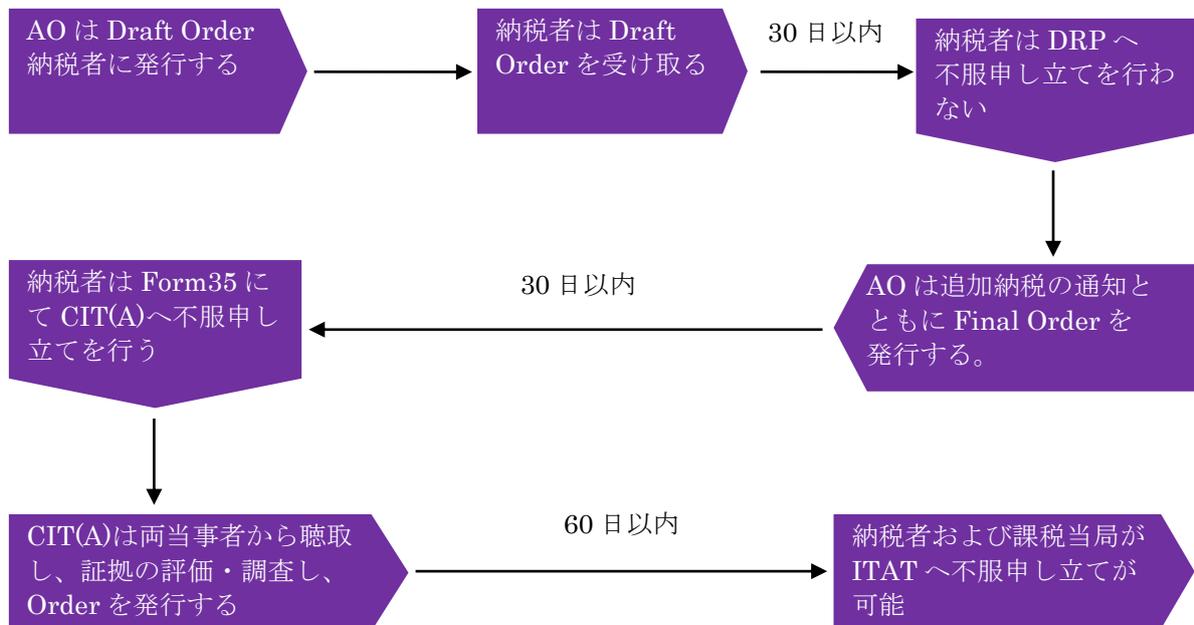
納税者は 30 日以内に Draft Order を受け入れるか、Draft Order の受領から 30 日以内に DRP に対して不服申し立てを行うことができる。納税者が DRP への不服申し立てを行わない旨を通知した場合、または、30 日以内に納税者から回答がない場合、AO は納税者から通知を受領した月の末日または不服申立期間の終了から 1 カ月以内に Final Order を発行する。

### 1.3 紛争解決機構(Dispute Resolution Panel : DRP)のプロセス



### 1.4 所得税局コミッショナー (Commissioner Income Tax Appeal : CIT(A))のプロセス

納税者は Final Order を受け取ってから 30 日以内に、所得税局コミッショナー (Commissioner Income Tax Appeal : 以下、CIT(A)) に不服申し立てすることもできる。



## 1.5 DRP と CIT(A)の比較

以下は、DRP と CIT(A)への不服申し立ての比較分析である。

	DRP	CIT(A)
構成	所得税局コミッショナーと同様の役職の3人で構成	所得税局コミッショナー1人で構成
申請過程	Draft Order を受け取ってから 30 日以内に不服申し立て	Final Order を受け取ってから 30 日以内に不服申し立て
完了期限	Draft Order が発行された月の末日から 9 カ月間	CIT(A)に提訴した会計年度 (Financial Year) の末日から 1 年間 (推奨期間)
不服付仮納付	不服付仮納付は要求されない	不服付仮納付を要求される
不服申し立て	納税者のみが ITAT へ不服申し立て可能	納税者および AO が ITAT へ不服申し立て可能

## 1.6 所得税審判所(Income Tax Appellate Tribunal : 以下、ITAT)への不服申し立て

1961 年所得税法第 253 条(1)により、以下の Order に対して ITAT に不服を申し立てることができる。

- CIT(A)による Order : 納税者と税務当局の双方が ITAT に不服申し立て可能
- DRP の Directions に基づく AO による Order : 納税者のみが不服申し立て可能

納税者は、DRP の Directions に基づく AO による Order、または CIT(A)の Order から 60 日以内に ITAT に不服申し立てを提訴する権利を有している。ITAT は最終的な事実認定機関として、紛争を審理し、不服申し立てに関係する事項を裁定する。

ITAT は、税務調査や TPO または AO の Order の再検討含む事実関係の検討、または法律解釈に関する問題を検討する幅広い権限を持っている。また、ITAT の権限には、追加証拠を得る権限も含まれる。

## 1.7 高等裁判所と最高裁判所のプロセス

ITAT 以後の訴訟は高等裁判所と最高裁判所で取り扱われる。注目すべき点は、高等裁判所以後は事実認定については争えず、法律解釈に関する問題のみが争えることである。

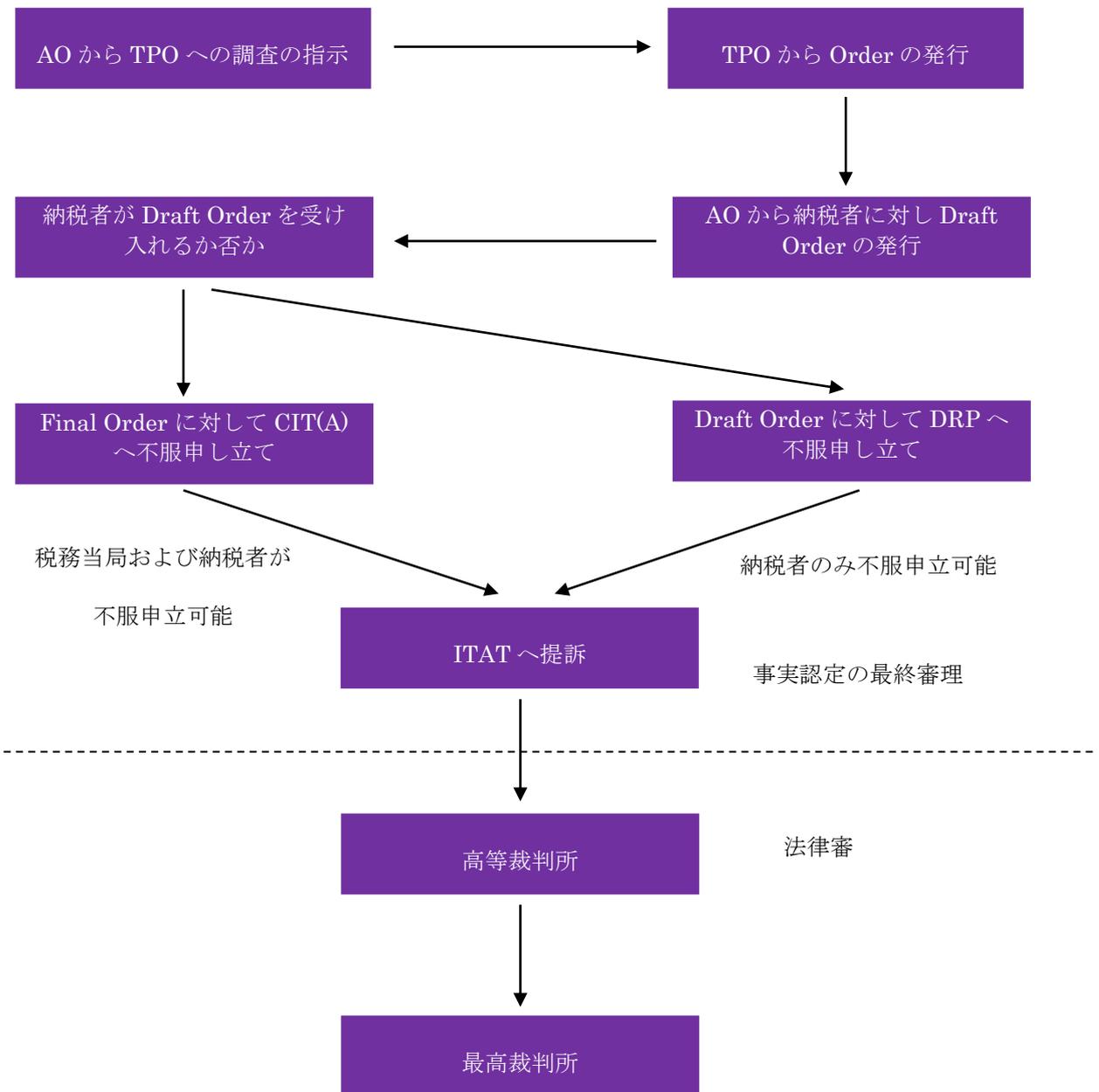
移転価格の問題は、法律解釈の問題と事実認定の問題の両方を含んでいる。そのため、検討する課題が、法律解釈に関連するのか、事実認定に関連するのか、を適切に判断する必要がある。さらに、一般的に、移転価格の問題は事実関係が複雑であり、また最終的な事実認定機関である ITAT が下した Order が、過去および将来にわたって、類似の事実関係をもつ

取引に影響を与える可能性があるため、納税者は詳細な調査・分析を行い事実関係を整理する必要がある。

従来、ITAT、高等裁判所、最高裁判所に提訴する際の金額基準は設けられていなかった。納税者はほかの会計年度への影響、問題の性質や重要性など十分な情報に基づいて高等裁判所・最高裁判所に上訴するかどうかを選択してきた。しかし、移転価格に関する訴訟を減らし、税務当局がより重要な事案に集中するために、CBDTは、2019年8月8日付 Circular No. 17/2019により、課税額に基づく一定の金額基準を定め、税務当局が所定の基準額を満たさない事案を取り扱わないこととしている。ITAT、高等裁判所、最高裁判所への不服申し立てのための金額基準は以下のとおりである。

Sr. No.	提訴対象	金額基準 (単位 : INR)
1	ITAT	50,00,000
2	高等裁判所	1,00,00,000
3	最高裁判所	2,00,00,000

# TP 訴訟全体のフローチャート



## 2. 相互協議 (Mutual Agreement Procedure : MAP)

### 2.1 はじめに - 相互協議 (MAP)

相互協議 (Mutual Agreement Procedure : 以下、MAP) は、租税条約に適合しない二重課税が生じる場合、租税条約に則して納税者が利用できる税務紛争解決手段である。納税者はインド国内法とは別に、MAP による救済措置を要請することができる。

租税条約に適合しない二重課税の主な例として以下がある。

- 移転価格課税
- 恒久的施設 (Permanent Establishment : PE) の認定
- 恒久的施設に対する帰属所得

MAP では、インドの権限のある当局 (Competent Authorities : 以下、CA) がほかの租税条約締結国の CA と租税条約に適合しない国際税務紛争の解決に向け、議論や交渉を行う。

### 2.2 インドにおける租税条約

インドは多くの国と租税条約を締結しており、そのほとんどに OECD/国連モデル租税条約第 25 条に基づく MAP 条項が含まれている。これらの租税条約 (および 1961 年所得税法第 90 条、同条 90A 条と合わせて) に則して、納税者が MAP を申請し、CA が MAP 事案について協議、交渉し、紛争の解決を図る。インドの締結した租税条約では、MAP の申請期限は、最初の課税に関する通知から概ね 3 年となっている。

### 2.3 インドにおける MAP 申請手続き

インドに居住する納税者は、租税条約を締結する相手国の税務当局より租税条約に適合しない課税を受けた、または受けることとなる場合、相手国の所在地に応じて、その事案を管轄するインドの CA に申請することができる。1962 年所得税細則 44G に従い Form No.34F にて申請する。

申請者は Form No.34F による所定の情報に加えて、交渉過程に重大な影響を及ぼす可能性のあるすべての事実を提供しなければならない。提出した情報または書類に関する変更、検討中の課題に関する新しい情報など、MAP プロセスに影響を与える可能性のあるさまざまな最新の情報を CA に可能な限り、速やかに提出する。

申請時に Form No.34F とともに、以下の書類を提出する。

- 租税条約に適合しない課税に関する通知等 (Notice/Order) の写し

- 租税条約を締結する相手国の税務当局の通知等が租税条約に適合しないと説明する書類
- 相手国等で求めた救済措置の証憑
- その他、申請者が提出を希望する書類、またはインドの CA が要求する書類

インドの納税者の国外関係者が、インド税務当局や自国の税務当局の通知等に関して、自国の CA に MAP 申請書を提出する場合、その MAP 申請書の写しも、当該事案を管轄するインドの CA に提出されなければならない。インドと租税条約を締結する相手国の CA は、MAP 申請の受理について、速やかにインドの CA に連絡することが期待される。Form No.34F による MAP 申請書、または租税条約を締結する相手国の CA に提出された MAP 申請書の写しは、当該事案を管轄するインドの CA に提出されなければならない。

## 2.4 MAP のプロセス

事案を管轄するインドの CA が MAP 申請を受理すると判断した場合、その CA は書簡 (Notification または Invocation Letter) を通じて、当該受理について租税条約を締結する相手国の CA に通知する。この書簡では、相手国の税務当局が租税条約に適合しない課税を受けたまたは受けることになると思われる理由も簡単に説明する。また、相手国の税務当局の通知等について、相手国の CA に書簡での見解 (Position Paper) を提出するよう要請する。

事案を管轄するインドの CA が MAP 申請を受理しないと判断した場合、その CA は租税条約を締結する相手国の CA に対して、MAP 申請を受理しない理由を書簡で通知し、それに対する見解、意見の送付を求める。両国の CA が意見交換を行い、共通の認識を得た後、MAP 申請に関する決定は、当該事案を管轄するインドの CA から MAP 申請を行ったインドの納税者に通知される。

MAP 申請が受理されると、両国の CA は意見交換を行う。多くの場合、意見交換は Position Paper を通じて行われる。事案を管轄するインドの CA は、相手国の CA から Position Paper を受け取ると、検討し交渉を開始することになる。また、相手国の CA に対し自らの意見を書簡にて通知することや、さらなる説明を求めることもできる。両国の CA が意見を交換した後、紛争の解決に向けて交渉に臨む。直接面談で交渉するか、電話会議、ビデオ会議、メールなどを通じて遠隔地にて交渉する。

両国の CA は、相互協議において合意に至った場合、申立者に合意内容を通知する。この合意内容を受け入れるか否かは申立者の自由だが、申立者が合意内容に同意しなかった場合でも相互協議は終了する。

両国の CA が MAP 事案を解決できない場合、MAP 事案を未解決として終了させる。当該事案を管轄するインドの CA は、事案の未解決をインドの納税者に通知する。

インド政府は、納税者に対して MAP を利用しやすくしている。ただし、所定の期間経過後に MAP の申請があった場合など、MAP を利用できないケースもある。

## 2.5 MAP に要する期間

インドは、平均 24 カ月以内に MAP 事案を解決するよう努力することをコミットしている。このコミットメントは、BEPS 行動 14 の最終報告書で推奨されている。

## 3. セーフハーバー・ルール

### 3.1 はじめに - セーフハーバー・ルール

インド政府は、紛争回避メカニズムの一環として、FY2012 - 13 年度よりセーフハーバー・ルールを導入した。セーフハーバー・ルールは、利益率など一定の条件を満たす場合、税務当局が納税者の申告した移転価格を容認する制度である。

当初、セーフハーバー・ルールで規定された利益率が高い水準で設定されていたため、2017 年 6 月 7 日付の Notification により FY2016 - 17 年度以降、これらの利益率は改訂された。1962 年所得税細則 10TA 条から同細則 10TG 条までは国際取引に関するセーフハーバー・ルールを規定し、同細則 10TH 条から同細則 10THD 条までは特定国内取引 (Specified Domestic Transactions : SDT<sup>2</sup>) に関するセーフハーバー・ルールを規定している。

CBDT は 2022 年 6 月 17 日付けの Notification にて、移転価格に関するセーフハーバー・ルールの適用を FY2021 - 22 年度まで延長した。

セーフハーバー・ルールは、納税者によって行われた非居住者である関連者 (Associated Enterprises : AE) との特定の国際取引に適用される。セーフハーバー・ルールは以下のとおりである。

対象となる国際取引	閾値	セーフハーバー状況
ソフトウェア開発サービスおよび情報技術対応サービス (ITeS)	10 億ルピー以下	営業費用に対する営業利益率 17%以上
	10 億ルピー超 20 億ルピー以下	営業費用に対する営業利益率 18%以上

<sup>2</sup> 本報告書では、国際取引に関するセーフハーバー・ルールのみ記載している。

対象となる国際取引	閾値	セーフハーバー状況
ナレッジ・プロセス・アウトソーシング (KPO) サービス	20 億ルピー以下	従業員コストが営業費用の 60%以上の場合：営業費用に対する営業利益率 24%以上
		従業員コストが営業費用の 40%以上 60%未満の場合：営業費用に対する営業利益率 21%以上
		従業員コストが営業費用の 40%以下の場合：営業費用に対する営業利益率が 18%以上
インド通貨建てのグループ内貸付	前年度 4 月 1 日時点の SBI (State Bank of India) の 1 年間の限界費用に基づく貸出金利 (marginal cost of funds lending rate) に下記を加算	
	CRISIL 格付け：AAA から A、またはそれに相当するもの	175 basis points
	CRISIL 格付け：BBB-、BBB、BBB+、またはそれに相当するもの	325 basis points
	CRISIL 格付け：BB から B、またはそれに相当するもの	475 basis points
	CRISIL 格付け：C から D、またはそれに相当するもの	625 basis points
	格付が得られず、前年度 3 月 31 日時点の借入金額が 10 億ルピーを超えない場合	425 basis points
外貨建のグループ内貸付	前年度 9 月 30 日時点の 6 カ月 LIBOR 金利に下記を加算	
	CRISIL 格付け：AAA から A、またはそれに相当するもの	150 basis points
	CRISIL 格付け：BBB-、BBB、BBB+、またはそれに相当するもの	300 basis points
	CRISIL 格付け：BB から B、またはそれに相当するもの	450 basis points
	CRISIL 格付け：C から D、またはそれに相当するもの	600 basis points

対象となる国際取引	閾値	セーフハーバー状況
	格付が得られず、前年度 3 月 31 日時点の借入金額が 10 億ルピーを超えない場合	400 basis points
グループ内債務保証	閾値なし	手数料は保証額に対して年率 1%以上
ソフトウェア開発に関する全部または一部の受託研究開発サービス	20 億ルピー以下	営業費用に対する営業利益率 24%以上
ジェネリック医薬品に関する全部または一部の受託研究開発サービス		
低付加価値グループ内サービス	マークアップを含めて 10 億ルピー以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マークアップ 5%以下</li> <li>• コストプーリング方法等について会計士の証明</li> </ul>
自動車主要 (core) 部品の製造・輸出	閾値なし	営業費用に対する営業利益率 12%以上
自動車非主要 (non-core) 部品の製造・輸出	閾値なし	営業費用に対する営業利益率 8.5%以上

セーフハーバー・ルールを選択する場合に考慮すべき重要な点は以下のとおりである。

- 比較可能性を担保するための差異調整ができない。
- セーフハーバー・ルールを選択する際に法定費用は不要。
- 移転価格税制における許容範囲（1%または3%）が使用できない。
- 納税者は移転価格文書を作成・保存することが義務付けられる。
- 納税者は Form 3CEB を提出する必要がある。
- セーフハーバー・ルールを選択した納税者は、二重課税を回避するために相互協議 (MAP) を利用することはできない。

### 3.2 国際取引におけるセーフハーバー・ルールの選択プロセス

納税者は、所得税申告書の提出期限までに Form 3CEFA を AO に提出する必要がある。

なお、関連者が 1961 年所得税法第 94A 条に基づき通知された国または地域、あるいは無税または低率税の国または地域に所在する場合、セーフハーバー・ルールは適用されない。

## 4. 事前確認制度 (Advance Pricing Agreement : APA)

### 4.1 はじめに - 事前確認制度 (APA)

インド政府は、2012 年 7 月 1 日から事前確認制度 (以下、APA) を導入した。APA とは、納税者と税務当局が移転価格に関して以下を含むさまざまな点について合意する制度である。

- i. 対象となる国際取引
- ii. 独立企業間価格算定法
- iii. 独立企業間価格
- iv. (ii) または (iii) で使用される関連用語の定義
- v. 重要な前提条件
- vi. 交渉当事者間で合意された条件

### 4.2 APA の種類

APA には、以下の 3 種類がある。

- ユニラテラル APA (Unilateral APA : UAPA) : 納税者と CBDT との合意
- バイラテラル APA (Bilateral APA : BAPA) : 独立企業間価格算定方法または独立企業間価格に関してインドの管轄当局と相手国の管轄当局との合意を経て、納税者と CBDT との間で締結される合意 (2 カ国が関与)
- マルチラテラル APA (Multilateral APA : MAPA) : 独立企業間価格算定方法または独立企業間価格に関してインドの管轄当局と複数の相手国の管轄当局との合意を経て、納税者と CBDT との間で締結される合意 (3 カ国以上が関与)

BAPA と MAPA は、以下の場合にのみ締結することができる。

- インドと他の国との間に「相互協議」に関する租税条約が存在する場合
- 対応する APA がほかの国々に存在する場合

### 4.3 APAにおける独立企業間価格の決定方法

独立企業間価格は、1961年所得税法第92C条(1)に規定される方法または1962年所得税細則が定めるその他の方法を用いて、必要な調整等を加えて決定される。

### 4.4 APAの適用期間とロールバック

APAは、将来にわたり最大で5年間適用可能である。また、納税者は一定の要件を満たした場合に、APAが適用された最初の会計年度（Financial Year）から直前4会計年度（Financial Year）についてAPAのロールバックを申請することができる。

### 4.5 APAのプロセス

CBDTは、APAのプロセスを1962年所得税細則10Fから同細則10Tに規定している。主なステップは以下のとおりである。



#### 4.6 APA の申請期限

APA の申請期限は以下のとおりである。

取引の種類	申請期限
既に発生している取引で継続的に行われる取引	APA 対象となる最初の会計年度の開始の日の前日まで
その他の取引	取引開始前

#### 4.7 APA の改訂

APA は納税者や CBDT の申請、インドの管轄当局または **Director General of Income-tax (International taxation)** の要請により、一定の条件下で変更することができる。

#### 4.8 APA の更新

納税者は、申請前相談を除く APA の新たな申請手続きを経て更新を行うことができる。

#### 4.9 APA 申請の取り下げ

申請者は、事前合意の確定前であれば、いつでも申請を取り下げることができる。取り下げの申請は **Form 3CEE** で行われる。ただし、支払手数料は返還されない。

支払手数料は、申請内容に不備があり、申請者がその不備を修正せず、申請が受理されない場合に限り返還される。

#### 4.10 APA の申請料金

**Form 3CED** による APA の申請手数料は以下のとおりである。

APA 期間中の対象取引の予想総額	申請手数料
10 億ルピー以下の場合	100 万ルピー
10 億ルピー超、20 億ルピー以下の場合	150 万ルピー
20 億ルピー超の場合	200 万ルピー

上記に加えて、納税者がロールバックを選択した場合、追加で 50 万ルピーが必要となる。

#### 4.11 APA 活用のメリット

APA を活用することにより、納税者は以下のようなメリットを享受することができる。

- 納税者は申請前相談が可能
  - 申請前相談は手数料を要しない
  - 申請前相談は匿名で可能
- 独立企業間価格算定方法と独立企業間価格に関する確実性を確保
- 移転価格訴訟からの解放
  - APA は 1 回の申請で最長 9 年間適用可能（ロールバックを選択しない場合は 5 年間）
  - 詳細な移転価格調査なし（APA の遵守を確認するための限定的な調査を除く）
- コンプライアンスの負担軽減
  - 移転価格文書の作成・保管が不要
  - コンプライアンスや訴訟の減少に伴う時間とコストの削減
- 二重課税の回避（BAPA、MAPA の場合）

#### 4.12 APA の最新動向

以下は、一般に公開されている情報に基づいた APA の動向の概要である。

- 締結された APA の総数：421 件（2022 年 3 月 31 日現在）
  - UAPA：350 +
  - BAPA：45 +
- APA 締結に要する平均時間
  - UAPA：32.50 カ月（2019 年 3 月 31 日現在）
  - BAPA：44.32 カ月（2019 年 3 月 31 日現在）

- これまでに締結された APA は多様な産業（製造業、貿易業、サービス業など）、さまざまな業種（自動車、エンジニアリング、資本財、銀行・金融、物流、耐久消費財、IT/ITeS など）、さまざまな取引（商品の購入、保証、融資、商品の輸出、サービスの提供・利用など）を対象にしている。
- インドと日本の APA（2019年3月31日現在）。
  - インドにおける BAPA 申請で日本がトップ3にランクイン
  - インドは日本との BAPA を9件締結している（自動車メーカー、総合商社など）。

略語集

略語	名称／用語
TPO	Transfer Pricing Officer
AO	Assessing Officer
ALP	Arm's length price
CBDT	The Central Board of Direct Taxes
DRP	Dispute Resolution Panel
CIT(A)	Commissioner Income Tax Appeal
ITAT	Income Tax Appellate Tribunal
MAP	Mutual Agreement Procedure
CA	Competent Authorities
APA	Advance Pricing Agreement
UAPA	Unilateral APA
BAPA	Bilateral APA
MAPA	Multilateral APA